

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

◇規

則

目

次

- ◇規則の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(行政・能力開発課)
- 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)
- 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

一 次の書類の様式を定めることとした。(第二条～第十条、第十三条～第十六条、様式関係)

- 1 設立許可申請書
- 2 設立登記完了届出書
- 3 業務・財産状況等報告書
- 4 事業計画(収支予算)変更届出書
- 5 定款(寄附行為)変更認可申請書
- 6 登記事項変更届出書
- 7 役員変更届出書
- 8 長期借入承認申請書
- 9 基本財産処分(担保提供)承認申請書
- 10 解散許可申請書
- 11 残余財産処分許可申請書
- 12 公益法人解散届出書
- 13 清算人就職届出書
- 14 清算結果届出書

- 二 一の5及び10の書類の提出部数を一部(現行二部)に減じることとした。(第十七条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正（別表関係）

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額			金額(一ヶ月額)				
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後		
			大居室を使用する場合			小居室を使用する場合		
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八三九、五一〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八七三、一一〇円以下	一五〇、五三〇円 一五一、七三〇円	一四五、五三〇円 一五一、四三〇円	一五〇、二三〇円 一五一、四三〇円	一四五、五三〇円 一五一、四三〇円		
十八階層	三、八三九、五一〇円以上	三、八七三、一二一円以上	一五一、一二三〇円 一五一、四三〇円	一四五、二三〇円 一五一、四三〇円	一五〇、二三〇円 一五一、四三〇円	一四五、五三〇円 一五一、四三〇円		

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正（附則別表関係）

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八七三、一二一円以上（現行三、八三九、五一〇円以上）とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額(一ヶ月額)		
	現行	改正後	現行
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	
C十階層			
一五〇、五三〇円	一五一、七三〇円	一四五、五三〇円	一五〇、七三〇円
D階層			
一五一、二三〇円	一五一、四三〇円	一五〇、二三〇円	一五一、四三〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正（別表関係）

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額			金額(一ヶ月額)		
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
	大居室を使用する場合			小居室を使用する場合		
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八三九、五二〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八七三、一二〇円以下	一五〇、五三〇円 一五〇、九三〇円	一五一、七三〇円 一五一、一三〇円	一四九、五三〇円 一四九、九三〇円	一五一、七三〇円 一五一、一三〇円
十八階層	三、八三九、五二一円以上	三、八七三、一二一円以上	一五〇、九三〇円	一五一、一三〇円	一四九、九三〇円	一五一、一三〇円

2

平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正（別表関係）

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八七三、一二一円以上（現行三、八三九、五二一円以上）とともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	大居室を使用する場合			小居室を使用する場合		
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
C十階層	一五〇、五三〇円	一五一、七三〇円	一四九、五三〇円	一五〇、七三〇円	一五一、一三〇円	一五一、一三〇円
D階層	一五〇、九三〇円	一五一、一三〇円	一四五、九三〇円	一五一、一三〇円	一四五、九三〇円	一五一、一三〇円

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

一 看護職員に保健士を加えることとした。

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

一 県立倉吉高等技術専門校のOAシステム科の訓練生定員を二十人（現行三十人）に変更することとした。（第二条関係）

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

一 県立布勢総合運動公園の陸上競技場の利用時間を次のとおり延長することとした。

現 行	改 正 後
午前九時から午後五時（四月一日から九月三十日までの間にあっては、午後七時）まで	午前九時から午後九時まで

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

一 二級建築士又は木造建築士の免許申請書及び免許証、実務経

歴書並びに建築士事務所登録通知書の用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 手数料を次のとおり引き上げることとした。（別表関係）

区 分	金 額	現 行		改 正 後	
		現 行	分	現 行	額
1 食鳥処理事業許可申請手数料	一万八千円	一千九百円	二千二百円	二千二百円	一万円
2 申請手数料	九千円	四百八十円	五百三十円	五百三十円	五百三十円
3 確認規程認定申請手数料	五千三百円	四千四百円	五千三百円	五千三百円	五千三百円
4 確認規程変更認定申請手数料	一万九千円	九千円	一万円	一万円	一万円
5 犬の登録手数料	一千九百円	二千一百円	二千二百円	二千二百円	二千二百円
6 狂犬病予防注射済票交付手数料	八百四十円	五百円	六百円	六百円	六百円
7 犬の鑑札の再交付手数料	五百円	三百三十円	四百円	四百円	四百円
8 狂犬病予防注射済票再交付手数料	四百四十円	三百三十円	四百円	四百円	四百円
9 一般と畜場設置許可申請手数料	一千八百円	五百円	六百円	六百円	六百円
10 簡易と畜場設置許可申請手数料	八百八百円	三百三十円	四百円	四百円	四百円
11 病院開設許可手数料	二万三千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円
12 診療所開設許可手数料	一万五千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円
13 助産所開設許可手数料	九千百円	一万円	一万円	一万円	一万円
14 病院検査手数料	一万六千円	四万二千円	四万二千円	四万二千円	四万二千円
15 診療所検査手数料	一万八千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円	二万三千円

助産所検査手数料	一万四千円	29	家畜市場登録証書換え交付手数料	三千二百円
老人保健施設開設許可手数料	五万二千円	30	家畜市場登録証再交付手数料	五千三百円
老人保健施設変更許可手数料	二万六千円	31	種畜証明書書換え交付手数料	七百円
供血あつせん業許可申請手数料	三万二千円	32	種畜証明書再交付手数料	七百六十円
大麻取扱者免許申請手数料	九千三百円	33	転飼許可手数料	七百六十円
大麻取扱者登録変更手数料	五千三百円	34	一場所につき限度額以内において 一ほつ群につき	二千円
大麻取扱者免許証再交付手数料	二千五百円	35	と畜場直送証明書又は家畜移動許可 書の交付手数料	二千三百円
肥料登録手数料	三千円	36	家畜投薬手数料	二百五十円
肥料取締法第四条第一項第三号の 肥料に係るもの	一万四千円	37	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	二百円
肥料登録更新手数料	一万七千円	38	家畜注射手数料(豚コレラ、炭疽、 流行性脳炎、氣腫疽、牛の流行性感 冒、ニューカッスル病又は豚丹毒に 係るもの)を除く。	三百円
肥料取締法第四条第一項第三号の 肥料に係るもの	二万八千円	39	ふ化業者登録申請手数料	六百四十円
肥料登録更新手数料	三万四千円	40	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の 登録証の再交付手数料	六百七十円
同項第四号の肥料に係るもの	五千七百円	41	ふ化場確認申請手数料	千円
家畜商免許手数料	六千九百円	42	漁業権共有認可申請手数料	千三百円
家畜の取引の業務に従事する使用 人その他の従業者の数が五人以上 である場合	三千五百円	43	漁業権分割変更免許申請手数料	三千円
四人以下である場合	二千五百円	44	定置漁業権又は区域漁業権を目的と する抵当権設定認可申請手数料	二千三百円
その他の場合	一千九百円		漁業権移転認可申請手数料	三千六百円
家畜商免許書換え交付手数料	一千六百円			三千八百円
家畜商免許証再交付手数料	一千五百円			六千四百円
家畜市場登録申請手数料	一千六百円			七百六十円
地域家畜市場に係るもの	一千五百円			七百六十円
その他の家畜市場に係るもの	一万七千円			一千二百円
一万五千円	八百円			一千二百円
三万五千円	千円			一千二百円
四万三千円	千五百円			一千二百円
一万五千円	八百円			一千二百円
一万五千円	千円			一千二百円
一万五千円	八百円			一千二百円
一万五千円	千円			一千二百円

46	休業中の漁業許可申請手数料	一千三百円	二千五百円
47	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	二千四百円	二千九百円
48	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	二千円	二千四百円
49	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	四百二十円	五百円
50	免許漁業原簿閲覧手数料	四百二十円	五百円
51	免許漁業原簿閲覧手数料	二百二十円	二百七十九円
52	渔船登録申請手数料	四百二十円	五百円
53	無動力漁船	四百円	五百円
54	渔船登録再交付手数料	五千九百円	六千八百円
55	渔船登録変更申請手数料	六千三百円	七千二百円
56	無動力漁船	六千七百円	七千七百円
57	船籍票交付手数料	二万九千円	三万二千円
58	小型船舶検査手数料	二万七千円	三万二千円
59	船籍票記載事項変更手数料	六千二百円	七千五百円
60	総トン数の変更に係る場合	二万円	二万四千円
61	知事が船舶の検査を行なう場合	三千百円	三千七百円
62	知事が船舶の検査を行なわない場合	三千百円	三千七百円
63	その他の場合	三千百円	三千七百円
64	船籍票書換え手数料	三千百円	三千七百円
65	船籍票再交付手数料	三千百円	三千七百円
66	船籍票検認手数料	八千三百円	一万円
67	船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料	七百三十円	九百円
68	小型漁船総トン数測度手数料	二万七千円	三万二千円
69	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行なう場合	一万九千円	二万二千円
70	その他の容積の測度を行なう場合	一万九千円	二万二千円

建設業許可申請手数料		開発区域の面積が十ヘクタール以上の場合		開発区域の面積が二十四万円以上二十九万円以下の場合	
67	建設業許可更新申請手数料	七万円	八万円	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工事作業物の建設の用に供する目的で行う開発行為	同様に
68	建設機械の打刻又は検認の申請手数料	三万円	四万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合
69	新の申請手数料	二万五千円	三万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合
70	開発行為許可申請手数料	二万七千円	三万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合
(一)	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	七千円	八千四百円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合
開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	一万七千円	一二万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	三万五千円	四万二千円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	十万元	十四万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	十七万円	十七万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	二十一万円	二十一万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	三十一万円	三十一万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	三十八万円	三十八万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	三十九万円	三十九万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	四十万円	四十万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	四十六万円	四十六万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	五万二千円	五万八千円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	六万三千円	十二万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	
開発区域の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	一万三千円	一万円	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満の場合	

開発区域の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	五十三万円
開発区域の面積が十ヘクタール以上の場合	七十一万円
開発行為変更許可申請手数料	八十五万円
変更許可申請一件の最高限度額	七十一万円
開発行為に係する設計の変更及び土地の開発区域への編入に係る変更以外の変更	八千六百円 二万円
72 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	三万七千円
73 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	二万五千円
74 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	四万五千円
敷地の面積が○・一ヘクタール未満の場合	五千七百円
敷地の面積が○・一ヘクタール以上○・三ヘクタール未満の場合	一万五千円 一万八千円
敷地の面積が○・三ヘクタール以上○・六ヘクタール未満の場合	三万二千円 三万八千円
敷地の面積が○・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合	五万七千円 六万七千円
敷地の面積が一ヘクタール以上の場合	八万円
市街化調整区域内における建築許可手数料	九万四千円
不要宅地の面積が一ヘクタール未満の場合	七千二百円
宅地の面積が一ヘクタール以上の場合は	一万二千円
宅地の面積が一ヘクタール未満の場合	九千八百円
市街化調整区域内における建築許可手数料	七十五

			申請手数料
(一)開発行行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供するもの以外で行うもの又は主として、住宅の建築の用に供するものである場合	承認申請をする者が行おうとする建物で自己の業務の用に供するもの又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて、開発区域の面積が一ヘクタール以上である場合	承認申請をする者が行おうとする建物で自己の業務の用に供するもの又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて、開発区域の面積が一ヘクタール以上である場合	申請手数料
造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合
造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合
造成宅地の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合	造成宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満の場合
五十三万円	十万円	十六万円	二十一万円
六十四万円	十三万円	十九万円	四百五十円
五千七百円	一千四百円	二千二百円	二千六百円

80

79

◆鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

- 二 欠損処分を行うべき債権に関する規定の整備を行うこととした。
（第十三条関係）

三 債権増減通知書、債権記録簿及び過年度税外未収金調書の用規格に関する規定を削除することとした。
（様式第四号、様式

◆鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

- 一 物品寄附申込書及び物品借受申込書の用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他の書類の様式は、知事が別に定めることとし、それらの様式の規定を削除することとした。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

81 特定住宅用地認定申請手數料
82 謂渡予定価額審査手数料

三万九千円
四万六千円

第五号、様式第六号関係)

- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 五 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

- 第八条 公益法人は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、役員変更届出書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。
 一 前項の届出が次のいずれかに係るものであるときは、役員変更届出書に、それぞれに定める書類を添付しなければならない。
 二 新たな理事又は監事の就任 その者の略歴を記載した書類

第二条中「申請書」を「設立許可申請書（様式第一号）」に改める。

第三条中「登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を」を「遅滞なく、設立登記完了届出書（様式第二号）に登記簿の謄本を添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第四条中「次に掲げる書類を」を「業務・財産状況等報告書（様式第三号）に次に掲げる書類を添えて」に改める。

第五条中「ときは、」の下に「遅滞なく、事業計画（収支予算）変更届出書（様式第四号）に」を加え、「添え、遅滞なくその旨を」を「添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第六条中「申請書」を「定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第五号）」に改める。

第十六条とする。

第十四条第一項中「遅滞なく」の下に「、公益法人解散届出書（様式第十三号）に」を加え、「第十二条の」を「第十三条の」に改め、同項第三号中「第十二条第一号」を「第十三条第一号」に改め、同条第二項中「遅滞なく」の下に「、清算人就職届出書（様式第十四号）に」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条中「申請書」を「残余財産処分許可申請書（様式第十二号）」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「申請書」を「解散許可申請書（様式第十一号）」に改め、

同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「その身分を示す証明書（別記様式）」を「身分証明書（様式第十号）」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「若しくは担保に供し、又は借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。以下同じ。）を借り入れる」を「又は担保に供する」に、「申請書」を「基本財産処分（担保提供）承認申請書（様式第九号）」に改め、同条第一号中「若しくは担保に供し、又は借入金を借り入れる」を「又は担保に供する」に改め、「及びその内容」を削り、同条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同条中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 基本財産を処分する場合にあつては、その相手方及び価格その他の条件を記載した書類

三 基本財産を担保に供する場合にあつては、担保される債権の債権者及び内容並びに債務の弁済計画を記載した書類

第九条を第十条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（長期借入金の借入れの承認）

第九条 公益法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、借入金（その事業年度の収入をもつて償還する借入金を除く。）を借り入れることについて承認を受けようとするときは、長期借入承認申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 借入金を借り入れる理由を記載した書類

二 借入先、借入額及び利息その他の条件を記載した書類

三 借入金の償還計画を記載した書類

四 財産目録

五 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
本則に次の二条を加える。

（委任）

第十八条 この規則に定めるもののほか、公益法人の設立及び監督に関する必要な事項は、知事が定める。

別記様式中「（第十一條関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式の表中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同様式の裏中「第11条」を「第12条」とし、「その身分を示す証明書（別記様式）」を「身分証明書（様式第10号）」に改め、同様式を様式第十号とし、同様式の前に次の九様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

設立許可申請書

職 氏名 殿

次の公益法人を設立したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

申請者
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

社団・財団の別

名 称

代表者の氏名

事 務 所

様式第2号(第3条関係)

設立登記完了届出書

職 氏名 殿

当法人の設立の登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

届出者
名称

代表者の氏名

電話番号

㊞

様式第3号(第4条関係)

業務・財産状況等報告書

職 氏 名 殿

当法人の業務、財産状況等について、別添のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

報告者
名称

代表者の氏名

電話番号

様式第4号(第5条関係)

事業計画(収支予算)変更届出書

職 氏 名 殿

当法人の 年度の事業計画(収支予算)を次のとおり変更したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

届出者
名称

代表者の氏名

電話番号

④

当初計画(予算) の届出年月日	年	月	日
--------------------	---	---	---

変 更 内 容

変 更 理 由

変 更 議 決
の 年 月 日

様式第5号(第6条関係)

定款(寄附行為)変更認可申請書

職 氏名 殿

当法人の定款(寄附行為)を変更したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

郵便番号 □□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

申請者
住所
代表者の氏名
電話番号

印

様式第6号(第7条関係)

登記事項変更届出書

職 氏名 殿

当法人の登記事項を次のとおり変更し、その登記を完了したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

郵便番号 □□□-□□

住所

届出者 名称

代表者の氏名

電話番号

変更事項

変更前

変更後

変更理由

変更年月日 年 月 日

様式第7号(第8条関係)

役員変更届出書

職氏名殿

当法人の役員に次のとおり変更があつたので、届け出ます。

年月日

郵便番号 □□□-□□

住所

届出者
名称

代表者の氏名

電話番号



様式第8号(第9条関係)

長期借入承認申請書

職氏名殿

当法人は、長期借入金を借り入れたいので、申請します。

年月日

郵便番号 □□□-□□

住所

申請者
名称

代表者の氏名

電話番号



変更事項及び 変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年月日

様式第9号(第10条関係)

送付兼ての次々次の用紙を用ひ。

基本財産処分(担保提供)承認申請書

職 氏名 殿

当法人の基本財産を処分したい(担保に供したい)ので、申請します。

職 氏名 殿

解散許可申請書

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住所

申請者
名称

代表者の氏名

電話番号

④

当法人は、定款(寄附行為)第 条の規定に基づき解散したいので、
申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住所

申請者
名称

代表者の氏名

電話番号

④

様式第11号(第13条関係)

17 平成6年3月28日 月曜日

鳥取県公報

(号外) 第12号

様式第12号 (第14条関係)

残余財産処分許可申請書

職 氏名 殿

当法人の残余財産を処分したいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

申請者
名称

代表者の氏名

電話番号

④

様式第13号 (第15条関係)

公益法人解散届出書

職 氏名 殿

当法人は、 年 月 日をもって解散したので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

届出者
名称

代表者の氏名

電話番号

④

平成6年3月28日 月曜日

鳥取県公報

様式第14号 (第15条関係)

様式第15号 (第16条関係)

清算人就職届出書

職氏名殿

当法人に新たに清算人が就職したので、届け出ます。

年月日

郵便番号 □□□-□□

住所
届出者
名称

代表者の氏名

電話番号

㊞

清算結了届出書

職氏名殿

当法人の清算を終了したので、届け出ます。

年月日

郵便番号 □□□-□□

住所
届出者
名称

代表者の氏名

電話番号

㊞

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 囂 次

鳥取県規則第九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、八三九、五二一円」を「三、八七三、一二一円」に、「一五〇、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に、「一四九、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、八三九、五二〇円」を「三、八七三、一二〇円」に、「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、八三九、五二一円」を「三、八七三、一二一円」に、「一五〇、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に、「一四九、九三〇円」を「一五一、一三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表十七階層の項中「三、八三九、五二〇円」を「三、八七三、一二〇円」に、「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に、「一四九、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、

八三九、五二一円」を「三、八七三、一二一円」に、「一五一、一二三〇円」を「一五一、四三〇円」に、「一五〇、五三〇円」を「一五一、七三〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

鳥取県規則第十一号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「准看護婦」の下に「、法第五十九条の二に規定する保健士」を加える。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表鳥取県立倉吉高等技術専門校の項中「OAシステム

科 三〇人」を「OAシステム科 二〇人」に改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

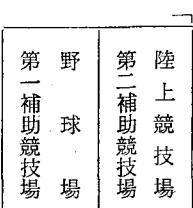
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表鳥取県立布勢総合運動公園の項中



に改め、同表鳥取県立東

郷湖羽合臨海公園の項中「全天候型のものに限る」を「夜間照明施設のあるものを除く」に、「全天候型のものを除く」を「夜間照明施設のあるものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公報

建築士施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県規則第十四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部

を次のように改正する。

第一号書式中「(用紙B5)」を削る。

第一号書式中「(用紙A4)」を削り、「昭和二十五年法律第二百二号建築士法」を「建築士法(昭和25年法律第202号)」に改める。

第四号書式中「(B5)」を削る。

第五号書式中「(用紙B5)」を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(手数料の納付時期)

第三条 手数料は、当該手数料を徴収する事務に係る申請をするとき(別表第百四十五号から百四十七号までに掲げる手数料については、当該手数料を徴収する事務が行われたとき)に納付しなければならない。

別表第二号及び第三号を次のように改める。

二及び三 削除

別表第七十一号の七中「一万八千円」を「一万九千円」に改め、同表第七十一号の八中「九千円」を「一万円」に改め、同表第七十一号の九中「四千四百円」を「五千三百円」に改め、同表第七十一号の十中「千九百円」を「一千二百円」に改め、同表第七十二号中「一千三百円」を「一千二百円」に改め、同表第七十二号の二中「四百八十円」を「五百三十円」に改め、同表第七十三号中「八百四十円」を「九百円」に改め、同表第七十四号中「二百九十九円」を「三百三十円」に改め、同表第七十五号中「一万八千円」を「二万円」に改め、同表第七十六号中「八千八百円」を「一万円」に改め、同表第八十五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同表第八十六号中「一万五千円」を「一万八千円」に改め、同表第八十八号中「三万六千円」を「四万円」に改め、同表第八十九号中「一万八千円」を「二万円」に改め、同表第八十九号中「二万五千円」を「二万円」に改め、

同表第九十号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第九十号の二中「五万一千円」を「六万千円」に改め、同表第九十号の三中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同表第九十六号から第百二号までを次のように改める。

九十六から百二まで 削除

別表第三十三号の四中「七千五百円」を「九千三百円」に改め、同表第一百三十三号の五中「五千三百円」を「六千五百円」に改め、同表第一百三十三号の六及び第百三十三号の七中「二千円」を「三千円」に改め、同表第一百三十五号中「一万四千円」を「一万七千円」に、「二万八千円」を「三万四千円」に改め、同表第一百三十六号中「二千八百円」を「三千五百円」に、「五千七百円」を「六千九百円」に改め、同表第一百三十七号中「二千五百円」を「千六百円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百三十七号の二中「八百円」を「一千円」に改め、同表第一百三十八号中「千円」を「千百円」に改め、同表第一百三十九号中「一万五千円」を「一万七千円」に、「三万七千円」を「四万三千円」に改め、同表第一百四十号中「三千二百円」を「三千八百円」に改め、同表第一百四十一号中「五千三百円」を「六千四百円」に改め、同表第一百四十一号の二及び第百四十一号の三中「七百円」を「七百六十円」に改め、同表第一百四十二号中「みつばちの」を削り、「二千円」を「二千三百円」に、「百三十円」を「百五十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第一百四十五号中「六百四十円」を「六百七十円」に改め、同表第一百四十六号中「千三十円」を「千百円」に改め、同表第一百五十号及び第一百五十一号中「六千八百円」を「七千九百円」に改め、同表第一百六十三号の四中「千七百円」を「千九百円」

に改め、同表第一百六十七号及び第一百六十八号中「三千円」を「三千六百円」に改め、同表第一百七十号中「二千三百円」を「一千五百円」に改め、同表第一百七十一号及び第一百七十二号中「千百円」を「千二百円」に改め、同表第一百七十三号中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百七十五号中「二千円」を「二千四百円」に改め、同表第一百七十六号及び第一百七十七号中「四百二十円」を「五百円」に改め、同表第一百七十八号中「二百二十円」を「二百七十円」に改め、同表第一百七十八号の三中「四千円」を「四千五百円」に、「五千九百円」を「六千八百円」に、「六千三百円」を「七千二百円」に、「六千七百円」を「七千七百円」に改め、同表第一百七十八号の四中「千九百円」を「二千三百円」に改め、同表第一百七十八号の五中「二千九百円」を「三千五百円」に改め、同表第一百七十八号の六中「二千五百円」を「二千三百円」に、「二千九百円」を「三千九百円」に、「三千三百円」に、「三千五百円」を「三千六百円」に、「三千四百円」を「三千九百円」に改め、同表第一百七十八号の七中「三百円」を「四百十円」に改め、同表第一百七十九号中「三万円」を「三万七千円」に、「六千二百円」を「七千五百円」に改め、同表第一百七十九号の二中「二万七千円」を「三万二千円」に、「一万九千円」を「二万二千円」に改め、同表第一百八十号中

「総トン数の変更に係る場合

知事が船舶の検査を行う場合 一隻につき 二万円

知事が船舶の検査を行わない場合 一隻につき 三千円

その他の場合 一隻につき 三千円

を

「総トン数の変更に係る場合

知事が船舶の検査を行う場合 一隻につき

二万四千円

に改め、

知事が船舶の検査を行わない場合 一隻につき

三千七百円

に改め、

その他の場合 一隻につき

三十七百円

同表第百八十一号から第百八十三号までの規定中「三千百円」を「三千七百円」に改め、同表第百八十四号中「八千三百円」を「一万円」に改め、同表第百八十六号中「七百三十円」を「九百円」に改め、同表第百八十九号中「五百七百円」を「六千七百円」に、「」を「敷地の面積が」に、「」を「一万五千円」に改め、同表第百九十五号中「二万五千円」を「二万三千円」に、「」を「三万二千円」に、「」を「二万九千円」に改め、同表第百八十七号中「七万円」を「八万円」に、「三万円」を「四万円」に改め、同表第百八十九号中「二万五千円」を「三万七千円」に、「」を「三万二千円」に改め、同表第百九十四号中「二万五千円」を「三万七千円」に、「」を「三万二千円」に改め、同表第百八十八号中「二万五千円」を「三万七千円」に、「」を「三万二千円」に改め、同表第百九十五号中「七千円」を「八千四百円」に、「」を「開発区域の面積が」に、「一万七千円」を「二万五千円」に、「三万五千円」を「四万二千円」に、「七万円」を「八万四千円」に、「十万円」を「十三万円」に改め、同表第百九十六号中「二十一万円」を「二十四万円」を「二十九万円」に、「一万円」を「二万円」に、「二十一万円」を「三十四万円」を「二十九万円」に、「一万円」を「二万三千円」に、「二万四千円」を「二万九千円」に、「五万二千円」を「六万三千円」に、「九万八千円」を「十二万円」に、「十六万円」を「十九万円」に、「二十二万円」を「三十六万円」に、「二十七万円」を「三十三万円」に、「三十八万円」を「四十六万円」に、「三十一万円」を「二十五万円」に、「三十一万円」を「三十八万円」に、「四十一万円」を「五十五万円」に、「三万九千円」を「四万六千円」に改め、同表第二百九号中「三万六千円」を「四万二千円」に改め、同表第二百八号中「三万九千円」を「四万六千円」に改め、同表第二百十号及び第二百十一号を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県物品取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一
部を次のように改正する。

目次中「第六節 占有動産（第四十八条—第五十二条）」を「第六節
占有動産（第四十八条—第五十二条）」に改める。

書類の様式（第五十三条）

第六条第一項中「（様式第一号）」及び「（様式第二号）」を削り、「
行なわなければ」を「行わなければ」に、「解」を「解」に改め、「（様
式第三号）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行な
わなければ」を「行わなければ」に改める。

第七条第一項中「（様式第四号）」を削り、「解長」を「解長」に改め、
同条第二項中「保管換」を「保管換え」に、「交付された」を「交付をさ
れた」に改め、同条第三項中「第一項本文の規定にかかわらず、」を削り、
「知事又は解長」を「、知事又は解長」に改める。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「生産品引継（報告、処
理）書（様式第五号）」を「生産品引継書」に、「解長」を「解長」に
改め、同条第二項中「解長」を「、解長」に改め、同条第三項中「解長」
を「解長」に、「受払」を「受払い」に改め、同条第四項を削る。

第九条第一項中「（様式第六号）」を「（様式第一号）」に改め、「（
様式第七号）」及び「（様式第八号）」を削り、「行なわなければ」を「
行わなければ」に改め、同条第二項中「解長」を「解長」に改める。

第十一条の見出しを「（出納の記載）」に改め、同条中「（様式第九号
）」を削り、「登記しなければ」を「記載しなければ」に改める。
第十五条第一項中「（様式第十号）」を削り、「行なわなければ」を「
これを行わなければ」に改め、同条第二項中「（様式第十一号）」を削り、
「行なわなければ」を「これを行わなければ」に、「微しこれに代える」
を「微し、これに代える」に改める。

第十六条第一項中「（様式第十二号）」を削り、「より行なわなければ」
を「その旨を記載しなければ」に改め、同条第二項中「よる」を「その旨
を記載する」に改め、「（様式第十三号）」を削り、「より行なわなければ」
を「その旨を記載しなければ」に改め、同条第三項中「解」を「解」
に、「かえ」を「代えて」に改め、「（様式第十四号）」を削る。

第十七条第一項中「受払」を「受払い」に、「この限り」を「、この限
り」に改め、同条第二項中「受払」を「受払い」に改め、「（様式第十五
号）」を削る。

第二十条中「（様式第十六号）」を削り、「行なわなければ」を「これ
を行わなければ」に改める。

第二十二条の見出しを「（貸付け及び返還の手続）」に改め、同条第一
項中「（様式第十七号）」を「（様式第二号）」に改め、「（様式第十八

号)」及び「(様式第十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「(様式第二十号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十六条の見出しを「(分類換え)」に改め、同条中「の分類換」を「の分類換え」に改め、「(様式第二十一号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「を不用品に分類換する」を「の不用品への分類換えをする」に改め、「(様式第二十二号)」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条の見出しを「(保管換え)」に改め、同条第一項中「保管換

を」を「保管換えを」に、「保管換の」を「保管換えの」に改め、「(様式第二十三号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、

同条第二項中「を保管換する」を「の保管換えをする」に、「保管換の」を「保管換えの」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「の保管換」を「の保管換え」に改め、「(様式第二十四号)」及び「(様式第二十五号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「解」を「解^{かい}」に改め、「(様式第二十六号)」を削る。

第二十八条の見出しを「(修繕又は改造の請求等)」に改め、同条第一項中「(様式第二十七号)」及び「(様式第二十八号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「解」を「解^{かい}」に改め、「(様式第二十九号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十九条中「(様式第三十号)」及び「(様式第三十一号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十一条第二項中「(様式第三十二号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第三十三号)」を削り、同条第四項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第三十四号)」を削る。

第三十二条第一項中「解長」を「解長」に、「分類換」を「分類換え」に改め、同条第二項中「解長」を「解長」に、「みずから」を「自ら」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「生産品引継(報告、処分伺)書」を「生産品処分伺書」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十三条中「(様式第三十五号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十四条第二項中「(様式第三十六号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第三十七号)」を削り、同条第四項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第三十八号)」を削る。

第三十五条第一項中「(様式第三十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第四十号)」を削り、同条第三項中「解長」を「解長」に改め、「(様式第四十一号)」を削る。

第三十七条中「解」を「解^{かい}」に、「物品現在数報告書(様式第四十二号)」を「物品現在数報告書」に、「解長」を「解長」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第四十条中「(様式第四十三号)」を削る。

第四十七条第一項中「(様式第四十四号)」を削り、同条第二項中「(

様式第四十五号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十八条第一項中「(様式第四十六号)」及び「(様式第四十七号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「(様式第四十八号)」を削る。

第五十条中「(様式第四十九号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十二条第一項中「(様式第五十号)」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三章に次の二節を加える。

第七節 書類の様式

(書類の様式)

第五十三条 この規則に定める書類(物品寄附申込書及び物品借受申込書を除く。)の様式は、知事が別に定める。

様式目次を削る。

様式第一号から様式第五号までを削り、様式第六号中「(B列5号)」

改める。

第十二条第一項中「解長」を「解長」に改め、「督促歳入金整理簿及びを削り、同条第二項中「解長」を「解長」に改め、同条第三項中「本庁」を「知事」に、「解」を「解長」に改める。

第十三条の見出しを「(欠損処分)」に改め、同条第一項を次のように

改める。

欠損処分は、納入の通知をしている債権が次の各号のいずれかに該するごとに、知事又は解長が欠損処分調書により行うものとする。

様式第十八号から様式第五十号までを削る。

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「解長」を「解長」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「解長」を「解長」に改め、「督促歳入金整理簿及びを削り、同条第二項中「解長」を「解長」に改め、同条第三項中「本庁」を「知事」に、「解」を「解長」に改める。

第十三条の見出しを「(欠損処分)」に改め、同条第一項を次のように

改める。

欠損処分は、納入の通知をしている債権が次の各号のいずれかに該

するごとに、知事又は解長が欠損処分調書により行うものとする。

一 消滅時効が完成したもの(当該債権が消滅時効が完成しても債務者がそれを援用しなければ消滅しないものであるときは、債務者がその援用をしたものに限る。)

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条の七第四項又は第五項の規定により消滅し、又は消滅させられたもの

三 地方自治法第九十六条第一項第十号の議決があつたもの

四 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十二条の七

第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）の規定により免除されたもの

五 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により消滅し、又は放棄されたもの

第十三条第二項中「処分」を「規定により欠損処分」に改め、同条第三項中「欠損処分調書により本庁」を「知事」に、「解」を「解長」とし、「通知しなければ」を「欠損処分調書を送付しなければ」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号削除

様式第四号中「(B列5号)」を削り、「(課解名)」や「(課解)
名)」に改める。

〔課解名〕
を

〔
課
(解)
名
〕に改める。

様式第六号中「(B列5号)」を削り、「(課解名)」や「(課解)
名)」に改め、同様の構造で「不納欠損」や「欠損処分」とし、「当該年
度内欄に朱書き別欄とする。」や「その額及び件数を当該年度内の収入額
及び件数の下に朱書きする。」と改める。

様式第七号を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。